

## DanDan 貯蓄預金（目的つみたて）規定

### 1. 本規定の適用

DanDan 貯蓄預金（目的つみたて）規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）の DanDanBANK（当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。）で開設される貯蓄預金（目的つみたて）についての当行の取扱いを規定したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、DanDanBANK 以外の当行の本支店で開設される貯蓄預金に適用される「貯蓄預金規定」、「貯蓄預金口座振替サービス規定」の適用はありません。

### 2. 口座の開設

(1)この預金で開設する口座を「目的つみたて口座」といいます。

(2)この預金口座は、お客さま一人につき 1 口座のみ開設することができます。

(3)この預金口座の開設にあたり、当行はお客さまごとに目的つみたて用 ID(DanDanBANK アプリ上で自動的に割り当てられる 8 桁の数字)を割り当てます。お客さまの目的つみたて用 ID は DanDanBANK アプリの「目的つみたて設定」画面で確認できます。

### 3. 取引方法

この預金は、DanDanBANK アプリその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

### 4. 預金の受入れ・払戻し

(1)この預金は、DanDanBANK アプリの操作により、お客さまの当店で開設した普通預金口座（以下、「振替指定口座」といいます。）からの振替により受入れ、振替指定口座への振替により払戻すものとします。当行本支店の窓口での現金、セブン銀行の A T M（以下、「A T M」といいます。）からの現金、または為替による振込金を受入れることはできません。また、当行本支店の窓口または A T Mからの現金の払戻し、振込による払戻しはできません。

(2)この預金口座においては、その残高をお客さまの指定する目的ごとに分別管理することができます。なお、目的が特定されない残高については目的つみたて口座内の「未分類のお金」として管理します。

### 5. 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 6. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について付利単位を 1 円として、DanDan 貯蓄預金利率によって計算のうえ、毎月当行所定の日に、この預金に組入れます。

## 7. 自動振替(積立)

- (1) この預金口座では、目的ごとに積立周期・積立日・積立金額を設定することができます。
- (2) ご指定の積立日には、振替指定口座から目的つみたて口座の特定の目的に積立金額を振り替え、DanDanBANK アプリ上では目的つみたて口座の特定の目的への積立入金として扱います。なお、同一月に手動で振替を行っても、自動振替は実施されます。ただし、積立金額をすべて当該目的つみたて口座の特定の目的に振り替えると、その特定の目的の残高（グループ預金の場合はその合計残高）が設定された目標金額を超える場合、超える部分は目的つみたて口座内の「未分類のお金」の残高とします。
- (3) 積立日を毎月 29 日～31 日で設定した場合で、当該日が存在しない月はその月の月末日を積立日として取り扱います。
- (4) 積立日が 1 月 1 日～3 日に当たる場合、1 月 4 日に積立を行います。
- (5) 以下の場合、自動振替は行われません。
  - ・ 目的つみたて口座の特定の目的の残高（グループ預金の場合はその合計残高）が設定された目標金額に到達している場合
  - ・ 残高不足等により、振替指定口座から積立金額が出金できない場合。その後追加で入金があった場合
- (6) 振替設定の登録・変更・削除は振替日の前日までに実施してください。

## 8. グループ預金

- (1) お客さまが指定した特定の目的について、第三者と共同してその目標金額に対して貯蓄することができます。（以下、「グループ預金」といいます。）
- (2) グループ預金の設定にあたっては、特定の目的を共有する第三者の「目的つみたて用 ID」を登録してください。当該第三者が承認することにより、グループ預金の設定が完了します。
- (3) お客さまは、グループ預金が設定された第三者の目的つみたて口座のうちグループ預金が設定された特定の目的の残高を確認することができます。
- (4) グループ預金が設定された第三者は、お客さまの目的つみたて口座のうちグループ預金が設定された特定の目的の残高を確認することができます。

## 9. 口座の解約等

- (1) この預金口座を解約するときは、DanDanBANK アプリにより所定の手続きを行ってください。ただし、ご利用状況により解約できない場合があります。
- (2) この預金口座の解約により、目的つみたて口座の残高は全額振替指定口座へ入金されます。
- (3) 振替指定口座の解約にあたっては、目的つみたて口座の解約が必要です。
- (4) DanDanBANK アプリを解約する場合、この預金も解約するものとします。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所、メールアドレス等にあてて発信した時に解約された

ものとしします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②お客さまが本規定その他の当行が定めた各取引規定に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(6)この預金口座は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとしします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により 当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

(7)この預金が、最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外に入出金取引がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとしします。

(8)前6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行に申出てください。この場合、当行は必要な書類等の提出を求め、また、相当の期間をおくこと、または保証人を求めることがあります。

## 10. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があり、それがお客さまの当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっている場合にはお客さまの当該保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 11. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

## 12. 規定等の変更

(1)本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

## 13. 準拠法・裁判所管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。